

## 松伏町地域公共交通活性化協議会傍聴規程

(趣旨)

第1条 この規程は、松伏町地域公共交通活性化協議会設置要綱（以下「要綱」という。）の規定に基づき、松伏町地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）の傍聴に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会議の傍聴)

第2条 公開する会議の傍聴を希望する者は、会議の開催予定時刻までに、協議会傍聴者受付票に自己の氏名等を記入しなければならない。

(傍聴者の定員)

第3条 会議を傍聴することができる者（以下「傍聴者」という。）の定員は、10人とし、会場に傍聴席を設けるものとする。ただし、会長は、会場の規模等や感染症等の状況を考慮して、傍聴者の定員を変更することができる。

(資料の提供)

第4条 会長は、必要に応じて傍聴者に会議の資料を提供するものとする。

2 傍聴者は、前項の規定により提供された資料のうちあらかじめ返却を要するものとして提供されたものについて、会議の終了後、速やかに返却しなければならない。

(入場の制限)

第5条 次の各号のいずれかに該当する者は、会場に入場することができない。

- (1) 会議を妨害し、又は他人に危害を加えるおそれのある物を携帯している者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) 前2号に掲げる者のほか、会議の秩序を乱し、又は会議の進行の妨害となるおそれがある者

(傍聴者の遵守事項)

第6条 傍聴者は、会場内においては次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 会長及び事務局の指示に従うこと。
- (2) 協議会の委員その他協議会の関係者に対する発言、拍手その他の行為により自己の意見を表明しないこと。
- (3) 私語、飲食等他人の迷惑になる行為をしないこと。
- (4) みだりに席を離れ、又は会場内を立ち歩かないこと。
- (5) 写真又は動画の撮影、録音等を行わないこと。
- (6) 携帯電話、パソコン等の電子機器類について電源を切り、又は音を発しない設定とすること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、会議の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。

(違反に対する措置)

第7条 会長及び事務局は、傍聴者が前条の規定に違反する場合は、これを制止し、その指示に従わないときは、当該傍聴者を退場させることができる。

(委任)

第8条 この規程に定めるもののほか、会議の傍聴について必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、令和6年3月22日から施行する。